

小山町木質バイオマス発電の促進による
農山漁村の活性化に関する基本計画検討協議会規約

(目的・名称)

第1条 小山町における木質バイオマス発電を導入することで、豊富な森林資源を活かし未利用材の有効活用を進めることで、森林資源の循環利用を図り林業の活性化を実現に向けて「小山町木質バイオマス発電の促進による農山漁村の活性化に関する基本計画検討協議会」(以下「協議会」という。)を設置する。

(協議内容)

第2条 協議会は、前条の目的を達成するため、次の各号に掲げる事項を協議する。

- 一 農林漁業の健全な発展と調和のとれた再生可能エネルギー電気の促進による農山漁村の活性化に関する基本方針
- 二 再生可能エネルギー発電設備の整備を促進区域
- 三 二の区域において整備する再生可能エネルギー発電設備の種類及び規模
- 四 再生可能エネルギー発電設備の整備と併せて農林地の農林業上の効率的かつ総合的な利用の確保を図る区域及び当該確保に係る事項
- 五 再生可能エネルギー発電設備の整備と併せて促進する農林漁業の健全な発展に資する取組に関する事項
- 六 自然環境の保全との調和その他の農山漁村における再生可能エネルギー電気の発電の促進に関し配慮すべき重要事項
- 七 農林漁業の健全な発展と調和のとれた再生可能エネルギー電気の発電の促進による農山漁村の活性化に関する目標及びその達成状況についての評価
- 八 再生可能エネルギー発電設備の整備を促進する区域において整備する再生可能エネルギー発電設備の撤去及び原状回復
- 九 農林地所有権移転等促進事業に関する事項
- 十 その他農林漁業の健全な発展と調和のとれた再生可能エネルギー電気の発電の促進に関する事項

(協議会の構成員)

第3条 協議会は次に掲げる者を委員として構成する。

- 一 町内及び周辺地域で活動する林業者

- 二 木質バイオマス発電所から発生する熱を利用する予定がある者
- 三 小山町
- 四 静岡県東部農林事務所
- 五 小山町が発注する木質バイオマス発電に関する調査を実施した者
- 六 その他有識者

(事務局)

第4条 協議会の事務局は小山町役場内に置く。

(本規約について)

第5条 この規約に定めるほか必要な事項は、別に定める。